

# 熊本大学生命資源研究・支援センター

## 動物資源開発研究施設申し合わせ

### 1. 使用の原則

- 1) 熊本大学生命資源研究・支援センター動物資源開発研究施設（以下「施設」という。）の使用は研究・教育その他本学の運営上必要と認められたものに限る。
- 2) 施設は、本館と新館からなり、このうち新館に関してのみ必要な事項は別に定める。ただし、新館の飼育経費に関しては、本申し合わせの表1に準ずる。

### 2. 使用資格

動物実験を行う次の者（以下「使用者」という。）が施設を使用できる。

- 1) 本学の教職員並びに学生
- 2) 生命資源研究・支援センター長（以下「センター長」という。）が使用を認めた者

### 3. 使用者の登録

- 1) 使用者はあらかじめ所定の様式によりセンター長に指紋等の登録による施設使用登録の申請をする。
- 2) センター長は登録申請者に施設使用に関する講習会の受講を義務づけることができる。
- 3) 登録した事項に変更がある場合、使用者はあらかじめセンター長に届出・許可を得なければならない。

### 4. 施設への出入

- 1) 入館の際には、指紋を照合する。
- 2) 施設内では下足交換場所で備え付けの上履にはきかえ、持ち込み機材は70%エチルアルコール噴霧器にてアルコール消毒をおこなう。更衣室で備え付の実験衣に更衣する。使用者は必要に応じて使い捨て手袋やマスクを持参すること。
- 3) 使用者は施設職員の指示、施設内の表示及び所定の動線に従って行動しなければならない。

### 5. 飼育申込み

- 1) 施設において動物の飼育を希望する者は、原則として飼育開始の5日前（検疫期間を含む。）までに所定の用紙に必要事項を記入の上、施設事務室に申込み、センター長の許可を得るものとする。
- 2) センター長より飼育が許可された動物は、施設より動物取扱い業者へ発注し、支払い手続きはそれぞれの使用者が所属する分野等にておこなう。
- 3) 動物の入荷年月日等は施設内掲示板等により使用者に連絡する。
- 4) 使用者は使用の許可を得た内容に変更があった場合、その都度申請し、センター長の許可を得るものとする。

### 6. 動物の検疫

- 1) 施設内に動物を搬入する際には、施設にて所定の検疫を行う。
- 2) 検疫中もしくは飼育・実験中であっても、実際に不適とセンター長が判定した動物については、センター長は使用者と協議の上、しかるべき処置をとることができる。
- 3) 使用者は死因不明及び感染症の疑いのある動物を発見した場合には、施設事務室に速やかに連絡する。

7. 動物の配置
  - 1) 動物の飼育室等への配置は施設が行う。
  - 2) 使用者はケージの位置を変更したり、自己の動物以外の動物に無断で接触したりしてはならない。
8. 動物の搬出・再搬入
  - 1) 動物の死亡、又は実験終了による処分及び動物を搬出するときは、動物又は動物死体がいたずらに部外者の目に触れないように心がける。
  - 2) 施設外に持出された動物を再度持ち込むことは原則として禁止する。ただし、実験上やむを得ない場合には、施設事務室に連絡の上、その指示に従う。
9. 飼料

動物の飼料は原則として施設で一括準備する。ただし、実験に使用する特殊飼料に関しては使用者が準備する事とする。
10. 飼育器具・機材
  - 1) 飼育に使用するすべての器具及び機材類は、施設において洗浄・消毒・滅菌する。
  - 2) 施設外に施設所有の飼育器具及び機材類を持出すことは、原則として禁止する。
  - 3) 使用者が飼育管理を行う場合、飼育に必要なケージ、給水ビン、床敷等は施設で準備するので、必要な物品をあらかじめ施設事務室に連絡するものとする。
11. 飼育管理等の分担
  - 1) 特殊実験系動物（18に規定する。）の飼育管理、ケージ交換等は使用者が行う。
  - 2) マウス、ラット、イヌ、ネコ、ウサギ等の飼育管理及び清掃作業は施設の職員が行う。
  - 3) 動物の系統維持及び繁殖は原則として使用者が行う。
  - 4) 施設職員による実験補助は、原則として行わない。
12. 飼育管理の方法
  - 1) 使用者が飼育管理を行う場合、以下の項目に注意する。
  - 2) 飼育管理作業は1日1回行う。
  - 3) 清浄器具類は指定の場所に施設で用意する。
  - 4) 床敷を使用するケージは週1回、ブラケット型は2週に1回の割合で、清浄ケージに交換する。すなわち、使用済みケージ内の動物を飼育室内に準備してある清浄な床敷入りケージに移し替え、必要に応じて飼料を追加する。
  - 5) 給水ビンや給餌器は他のケージで使用したものを再度使用せず、常に清浄なものを使用する。
  - 6) 飼育室退室に際して、動物ケージのフタ、扉あるいは止金の閉まっていることを確認すること。

なお、飼育室の照明はタイマーにて制御されているのでむやみに触れてはならない。基本として、明7:00~19:00、暗19:00~翌朝7:00。
  - 7) 汚染飼育器具及び機材類は使用者自身が飼育室内の指定された場所まで運搬する。
13. 飼育経費
  - 1) 動物別の飼育経費は飼育代・床敷代等を含め、当分の間、表1のとおりに定める。
  - 2) 使用者が準備した飼料による飼育経費は表1のとおりに定める。
  - 3) 各分野等から徴収した飼育経費は、施設運営費に当てる。
14. 一般実験系死体の処理
  - 1) 一般実験系のすべての動物の死体は、使用者において指定の場所に備え付けてある袋に入れて、各階の死体保管容器あるいは地下1階の冷蔵室に保管する。

- 2) 動物死体の処理のみを施設に依頼する場合は、使用者が施設へ持参し、施設内の所定の場所に保管する。
  - 3) 死体は施設の責任において処分する。
- 1 5. 感染実験系廃棄物の処理
- 1) 感染実験に使用した動物の死体、糞尿等は、消毒又は滅菌後でなければ廃棄することができない。
  - 2) 感染実験系廃棄物は、死体及びその他の廃棄物に区分して、指定された場所に指定された方法にて保管する（死体はビニール袋に入れて死体保管用冷蔵庫へ。その他の廃棄物は箱付き台車に入れ、廃棄物処理室へ保管）。
  - 3) 感染実験系廃棄物は施設の責任において処分する。
- 1 6. 有害物質実験系廃棄物の処理
- 1) 熊本大学生命資源研究・支援センター動物資源開発研究施設有害物質投与動物実験運用要項第2第1項に定める有害物質の廃棄物に関しては、必要事項を記載の上、所定の袋に入れて指定された場所に保管する。
  - 2) 有害物質実験系廃棄物の処理のみを施設に依頼する場合、施設事務室において所定の用紙に必要事項を記載の上、指定された場所に保管する。
  - 3) 有害物質実験系廃棄物は施設の責任において処分する。
- 1 7. 手術室の使用
- 1) 手術室の使用を希望するときは、所定の用紙に必要事項を記載の上、使用日の7日前までに施設事務室に提出し、センター長の承認を得ること。この場合の経費は表2のとおりに定める。
  - 2) 手術室を使用する時間及び室名の決定はセンター長が行う。
  - 3) 特定の手術室を連続して使用する場合には、センター長の承認を得ること。
  - 4) 手術室における準備、実験補助、後整理、掃除等は実験者が行う。
  - 5) 施設で手術器具等の滅菌を行う場合は、滅菌方法等の必要事項を所定の用紙に記載の上、指定された場所に置く。
- 1 8. 実験室の使用
- 1) 実験室使用にあたって予約は必要ないが、使用者同士で協力しあって使用する事。
  - 2) 実験室における準備、実験補助、後整理、掃除等は実験者が行う。
- 1 9. 特殊実験系動物飼育室の使用
- 1) 特殊実験系動物飼育室とは有害物質実験系動物飼育室・感染実験系動物飼育室・及びビニールアイソレータ飼育室をいう。
  - 2) 特殊実験系動物飼育室の使用を希望するときには、所定の用紙に必要事項を記載の上、使用日の7日前までに施設事務室に提出し、センター長の承認を得ること。
  - 3) 使用時間、使用室の決定はセンター長が行う。
  - 4) 特殊実験系動物飼育室の使用料は、表3のとおりとする。
- 2 0. 手術室、実験室等への機械及び器具類の搬入並びに取扱い。
- 1) 機械・器具類を搬入する場合は、あらかじめ所定の用紙に必要事項を記載の上、センター長の承認を得ること。  
ただし、簡単な解剖器具、注射器具等の実験器具類は、この限りではない。
  - 2) 持込み機械・器具類には、使用者の所属と氏名を明記し、維持・管理は使用者が行う。
  - 3) 実験終了後、持込み機械・器具類を連続して使用しない場合には、すみやかに搬出しなければならない。

- 4) 許可を得て搬入した機械・器具類であっても、他の使用者の実験や施設の運営に支障を生ぜしめたときには、センター長は機械・器具類の搬出を命ずることができる。
  - 5) 施設に常備されている機械・器具類の取扱いについては、慎重を期し、センター長の許可なくして移動させてはならない。
- 2 1. 喫煙および指定された場所意外における飲食の禁止  
施設内は全面禁煙であるとともに、飲食についてもセンター長の定める場所である1階管理区域を除いて禁止する。
  - 2 2. 使用者の責任
    - 1) 使用者は申し合わせを遵守し、施設の秩序及び清潔を保持し、施設及び設備を常に良好な状態に保つように努めなければならない。
    - 2) 使用者が故意又は重大な過失により、施設・設備を破損し、又は紛失した場合は、その損害を補填・修理しなければならない。
  - 2 3. 禁止される実験
    - 1) 施設内でのR Iを用いた実験は禁止する。
    - 2) 施設内での生きた動物を用いる実験以外は禁止する。
    - 3) 施設の機能上、維持不可能な実験動物については禁止する。
  - 2 4. 施設使用の制限又は禁止  
申し合わせを遵守せずに、他に著しく迷惑を及ぼす場合は、センター長は使用者に注意を与え、さらに施設使用の制限又は禁止の措置を講ずることがある。